食品衛牛月間について

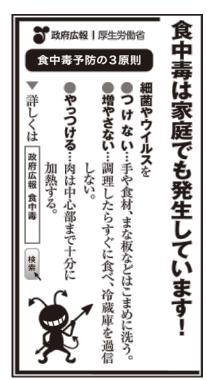
- **1 概要** :食品衛生月間実施要領(平成26年度)抜粋
- (1) 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生 思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図る。

- (2) 実施期間
 - 平成26年8月1日(金)から同月31日(日)までの1か月間
- (3) 実施機関
 - ①主催 厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区
 - ②後援 農林水産省 等
 - ③協賛 公益社団法人日本食品衛生協会、一般財団法人日本公衆衛生協会 等
- (4) 本道の対応

各道立保健所、保健所を設置する札幌市、旭川市、函館市及び小樽市において、(公社)北海 道食品衛生協会等と連携のうえ、街頭啓発や各種講習等を実施

2 食中毒の発生防止対策について



【参考】

食中毒の発生状況(本道):7月30日現在の比較

| ストなのが上がらくした。 | | | | | | |
|--------------|-----|---|-------|-------|-------|--|
| | | | 平成26年 | 平成25年 | 増減 | |
| | | | (速報値) | | | |
| | 件 | 数 | 8件 | 29件 | -21件 | |
| | 患者数 | | 197名 | 959名 | -762名 | |

3 北海道が進めるHACCP(ハサップ)について

- (1) HACCP に基づく衛生管理導入評価事業
- ① 対象施設がHACCP手法による自主衛生管理の取組みを段階的に評価する。
- ② 保健所に評価を申請し、段階4以上と評価された場合、評価結果を北海道HPに掲載できる。

※平成25年度末現在286施設が取組み中

〈対象施設〉

- 食品の製造・加工施設
- スーパーマーケットなどの調理加工施設 (いわゆるバックヤード部門)
- 給食施設などの大量調理施設
- (2) 北海道HACCP自主衛生管理認証制度
 - ① 施設からの申請に応じ、道が定めるHACCP 基準に適合している食品等を認証する。
 - ② 登録評価機関に段階7以上と評価された食品 等が、認証審査会を経て認証する。

※平成26年7月30日現在70施設が取組み中

【認証マーク】ハサップくんマーク



認証された食品等には認証 マーク(ハサップくんマー ク)を表示することができ ます

| 担当 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ(担当 斉藤、山中) |
|-------|-----------------------------------|
| (連絡先) | tel ダイヤルイン 011-204-5261 |
| | 代 表 011-231-4111 (内線 25-909) |